

大蔵委員会議録第六十一号

昭和二十七年五月八日(木曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 佐久間 徹君

理事 内藤 友明君 理事 松尾トシ子君

浅香 忠雄君 大上 司君

川野 芳滿君 島村 一郎君

芥米地英俊君 三宅 則義君

宮崎 靖君 宮原幸三郎君

高田 富之君 深澤 義守君

出席政府委員

大蔵事務官

(銀行局長)

河野 通一君

大蔵事務官

(銀行局長)

福田 久男君

大蔵事務官

(銀行局長)

大月 高君

委員外の出席者

検事(検務局長)

津田 實君

大蔵事務官

(銀行局長)

有吉 正君

大蔵事務官

(銀行局長)

中山 素平君

日本開発銀行理事

専門員

椎木 文也君

専門員

黒田 久太君

五月七日

委員風早八十二君辭任につき、その補欠として横田基太郎君が議長の名で委員に選任された。

同月八日

委員横田基太郎君辭任につき、その補欠として高田富之君が議長の指名で委員に選任された。

五月八日

国際通貨基金及び国際復興開発銀行

第一類第六号

大蔵委員会議録第六十一号

昭和二十七年五月八日

への加盟に伴う措置に関する法律案
(内閣提出第一九〇号)

同月七日

在外資産の補償及び在外公館等借入金返還促進に関する請願(大村清一君外六名紹介)(第二五三六号)

運動具に対する物品税撤廃及び免税点の設定に関する請願(大野伴陸君紹介)(第二五七五号)

陶磁器に対する物品税撤廃の請願(田中伊三次君紹介)(第二五七六号)

球遊器に対する物品税撤廃等に関する請願(田嶋好文君紹介)(第二六一一五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

配当金領收書印紙課税廃止に関する陳情書(大阪商工会議所会頭杉道助)(第一六三九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

長期信用銀行法案(内閣提出第一一三三三号)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八三三三号)

高金利等の取締りに関する法律案(内閣提出第一八四四号)

信用金庫法施行法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君外二十二名提出衆法第三七号)

貸付信託法案(内閣提出第一三〇号)

請願

一 銀行従業員の給與に対する大蔵省の干渉及び統制の排除に関する請願(小山長規君外一名紹介)(第一六三二二号)

二 銀行従業員の給與に対する大蔵省の干渉及び統制の排除に関する請願(深澤義守君紹介)(第一二五六号)

〇佐藤委員長 これより会議を開きます。

まず本日の日程中小山長規君外一名紹介及び深澤義守君紹介の銀行従業員給與に対する大蔵省の干渉及び統制の排除に関する請願二件を議題といたします。本請願二件につきましては、それ〴〵紹介議員から四月二十二日付で取下願が提出せられておりますが、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇佐藤委員長 御異議ないようですから、右両請願の取下げを許可することに決定いたしました。

なおただいま取下げを許可いたしました両請願を除いた残余の請願二百件及び陳情書五十件の審査は、去る三月三十一日設置いたしました請願及び陳情書審査小委員会において、審査していただくことといたします。

〇佐藤委員長 次に、前会に引続き長期信用銀行法案、貸付信託法案、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、及び高金利等の取締りに関する法律案の金融関係五法案を一括議題として、質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許したいと存じますがその前に、昨日の委員会におきまして宮崎委員の質疑に対する政府当局の答弁が保留になっておりますので、この際政府当局の答弁を求めたいと存じます。河野銀行局長。

〇河野(通)政府委員 昨日宮崎委員からの御質問に対して、ちやうど私席にありませんで御答えできませんでしたので、本日お答え申し上げたいと思っております。

お尋ねの点は三つになつておるかと思つております。第一点は、いわゆる株主相互金融といふものは、合法的なものであるか、非合法的なものであるかという点の一つ。これに關連して、貸金業法を廃止して後、行政措置として一休どういふことをやるつもりであるかというお尋ねのようになつております。貸金業法を廃止いたしましたので、このたび御提案申し上げておりますような法的措置を實行いたしましたことになりまして、いよいよゆるやかな金禁止といふことにつきましては、今後におきましては、銀行法あるいは相互銀行法、貯蓄銀行法これらの規定によつて預かり金禁止の実体的な取締りが行われることに相なるわけでありまして、現在貸金業法にや

はり預かり金の禁止の規定がございしますが、これは銀行法なりその他金融関係法令における預かり金等の禁止と、実は同じ趣旨によつてきておるわけ

でありますから、貸金業法を廃止いたしましたからといって、預かり金禁止に対する取締りの規定が実はないわけではないのであります。この点は法律的に何らギャップと申しますか、抜け

たところはないわけでありまして、なおこれに關連いたしまして、貸金業法を廃止するに伴い、これら銀行法とかあるいは貯蓄銀行法等におきまして預かり金禁止の取締りに関する罰則の規定が従来非常に低かつたのを、貸金業法における罰則と同じ程度まで引上げるこ

とによりまして、実体的にも支障のないようになりはからうことに相なつておるわけでありまして、

お尋ねのいわゆる株主相互金融といふものであります。御承知のように、実は〴〵〴〵な態様があるわけでありまして、一概に申し上げることはなかなか困難であります。株主から相互に出資の形で金を集めて、その株主に相互に金融をして行くという仕組みの法律的な解釈、あるいは取扱ひ方につきましては、現在は、〴〵〴〵問題がございまして、現在のところこの問題につき

ましては、一件だけたしか千葉であらうかと思ひますが、起訴になつております。刑事事件として今問題になつておるようであります。これがはたして、貸金業法でありますとか、あるいは銀行法でありますとか、貯蓄銀行法等の預かり金を禁止する規定に反する行為であるかどうか。この点につきま

しては、実は結局最終的には裁判所の判決によつてきまることが相なるかと

思うのであります。今日は法務府の検査局からは総務課長が見えておりますが、現在のところ法律的な解釈、違反であるかどうかの問題につきましては、少くとも金融行政を担当いたしております私といたしましては、この点についてなにかはつきりした結論を申し上げかねる。むしろこの方の担当者であり責任の官庁である法務府の方の御見解をお聞き取り願つたら、その方がはつきりするのではないかと考えております。

次に御質問の第二は、現在できております社団法人全国金融業団体連合会というのがありますが、貸金業法が廃止になった後はこれをやめるつもりであるかどうかというお尋ねであります。全国金融業団体連合会は、昨年の六月に大蔵省から設立認可をいたしたものであります。民法によるいわゆる社団法人として設立の許可をいたしたものであります。今般貸金業法の廃止に伴ひまして、この連合会をどういふふうに取り扱ふかという問題であります。本法案が成立し貸金業法がなくなりまして、実質的なステータスについてはそれぞれに変わりはしないわけでありまして、具体的に申し上げますと、かわるところは要するに貸金業を営む者が届出をする制度がなくなるという点、おもな点であるかと思ひます。民法第七十一条にいう「解散あるいは許可を取消す規定がございまして、これらの規定の建前から考えましても、貸金業法の廃止に伴ひまして、大蔵省においてこの設立の許可を取消すというところは、法律上もなか／＼困難でありますし、今のところはそういう処置をとることは実は考えておらな

いのであります。しかしながら貸金業法を廃止したに伴ひまして、貸金業者自体のステータスというものも相当かわつて参りますので、その新しい事態に際しまして、連合会において、その存立の理由がないということ、これを自発的に解散せられるということ、でありまして、これについては私どもは別に異論はないわけでありまして、今後これがかりに存続されることになりまして、別段著しい弊害が起るといふことはなかりに考えております。貸金業法をやめまして、これはやはり一種の金融業ではありますので、所管から申しますと、やはり金融に關することを大蔵省において担当いたすことになりまして、この連合会の仕事から見まして、主務官庁はどこかということになりまして、やはりどうも大蔵省が主務官庁ということになるかと思ひます。これらの点から考えまして、私どもはいたしまして、今ただちにこの連合会の設立許可の取消しというところは、法律上からいひましてなかりに困難でありますし、またその必要もないのではないかと考えておる次第であります。

第三点のお尋ねは、貸金業法をやめて行くというところは、いろいろ／＼な点で金融行政の一元化ということを大蔵省は盛んにやつておるようだが、この点についてはこの方針と相反する結果になるのではないかと、お話を参ります。この点につきましては、金融行政はできるだけ一元的に運営して行くことが適當であろうという点につきましては、私どももお尋ねの通りに考えておるわけでありまして、貸金業法を廃止いたしましたからといって、金融行

政の一元化ということに対して、特別非常に悪い影響を及ぼすといったようなことではないように考えております。實際問題といたしまして、これらの貸金業者の扱つております資金量は、金融全体の行政の立場から見ますと、金融の調節でありますとか、あるいは金融の調整あるいは規制等の立場から見まして、そう大きなウェイトを持つてゐるわけではございません。ただ問題は社会問題としていろいろ問題のあることは承知いたしておりますが、金融行政の一元化という観点から、貸金業法を廃止するといふことは、さまで大きな影響はないと私どもは考えておるわけでありまして。

直接私御質問をお聞き取りいたしましたので、あるいは御質問の点と少し見当がはずれておるようなお答えになつたかと存じますが、なお御質問によつてお答え申し上げます。

○津田説明員 それでは私から今の河野政府委員のお話を若干補足して御説明を申し上げますが、いわゆる株主相互金融と申しまして、いろいろ／＼形態がございまして、その法律構成も非常に複雑であります。一概に株主相互金融が合法であるとか、非合法であるとかいふことは申せないという事情であります。従ひまして、検査当局におきましては、個々の事件につきまして、法規に違反する部分があるかどうか、つまり法規に違反した部分は取締りをする、こういう態度をもつて臨んでおります。関係法規といたしまして一応考えられますものは、商法の四百八十九条以下、いわゆる自己株式の取得でありますとか、あるいは法令、定款

によらない利益の配当であるとか、あるいは預け合ひというふうなものに該当する場合が、とき／＼見受けられるわけでありまして。そのほか典型的なものとして、やはり預かり金の禁止に違反するといふような場合もあるわけでありまして。従ひまして、相互金融そのものが、何らかの合法を假してやつておるといふことであればその合法を假装しての裏面には違法な点があるもので、その面について取締りをするといふことは、むしろ實際の問題としてやつておるわけでありまして、なか／＼表面的な合法であるとか、裏の合法であるとかいふことの証拠問題になりますと、今日非常に検討が困難であるといふのが実情でござい

それからもう一つは、やはりこういう金融関係の事業になりますと、関係者が非常にたくさんになつて参りますので、たやすくこれにたやすくと申しますか、通常の程度の嫌疑でただちに手をつけるということが、實際問題として困難になつて参ります。と申しますのは、多くの迷惑がかかるということも考慮に入れなければならぬといふのみ、逐次手をつけておるといふような実情になつておる。先ほど河野政府委員から申し述べましたが千葉に一件ございまして。この事件は、やはり單なる預かり金の違反でありまして、これは株券を作成してもおきませず、検査の手が延びてから株券を假装したといふような事実の上でございまして、これはまったく合法を假装しておるわけでありまして、本来の相互金融というものは離れて、まったく

く非合法であるといふようなことからたゞいま公判係属中に相なつております。そのほか、福島県あるいは大阪、東京に三件ばかり事件がたゞいまあります。福島県の事件につきましては、やはりこれは合法を假装しておるが、事實株券の作成等があまりはつきりしていないといふような事情でありますので、これも典型的な株主相互金融とは申せないと思ひます。その他東京、大阪の事件につきましては、一応預け合ひあるいは公正証書原本不実記載登記、つまり原本に不実を記載をしたとか、あるいは印章偽造といふような嫌疑があるわけで、たゞいま取調べ中に相なつております。従ひまして、すでに申し上げました通り、個々の事件につきまして、違法な部分があれば取締るといふふうな態度をもつて臨んでおるといふのが、現在の事情でありますし、大体将来におきまして、さういふ態度をもつて臨むよりほかに、株主相互金融を、直接典型的なものをきめて、合法、非合法をきめて行くといふようなことは困難であり、またさういふふうにはすべきでないのではないかと。別に立法ができますればこれまた別問題であります。現在の状況においてさういふことであるといふふうに考えておる次第でござい

○宮崎委員 河野銀行局長さんと法務府の方の説明員の御答弁を伺つたわけでありまして、聞いておりますと、まことにごもつものように聞えるのであります。ところが、言葉は不當かもしれませんが、辯つて事務テールにでも向ひましてこの法律を讀んでみますと、どうも答弁がびつたり来ないのであります。要は、いわゆる株主相

互金融というものの実体が確定してお
りません。これは預金というものを取
扱ふことのできる金融機関として指定
されておるその法令に基いての違反行
為であるということも、はつきりとは
言えない。だがどうもそういうにおい
がある、こういう態度にしか御答弁の
要旨が聞えないのでありますが、おそ
らくこれは現行の法制下におきま
すところ、少くとも金融制度の法制下
の中におきまして、一つの欠陥であろ
うと思ふ。しかし欠陥は今ただちに是
正するといふわけにも参りませんので
この点については将来の研究に属する
ものであらうと承いたしたのであ
りますが、それについても、本件に関
しましては、さらに金融行政を直接担
当せられますところの大蔵省におい
ても、熱意を持つていただきたい。こ
れが私の質問いたしますほんとうのね
らいであります。わからないからとい
うので、どつちとも判断しにくいから
というので、荏苒日を送つておられま
したら、これはいつになつて解決する
か。ぜひ解決を與えなければならな
い。特に法務府の御答弁の中にもあ
りました、言葉じりをとるのではあり
ませんが、本来の株主相互金融とい
う言葉をお用ひになつてゐる。それで
本来の株主相互金融という形はどうい
う形でありますか。もし本来の株主相
互金融があるならば、そのおとくには
ずれるものは、法令の解釈といたしま
して、少くとも非合法としてこれを摘発
する、しかるべく公正なる裁判を受く
べきであらうと思ふますが、将来誤解
があつてはいけませんので、法務府の説
明から伺ひました本来の株主相互金融
というものの、定義とまでは申しませ

んが、どういふ構想でそういうお言葉
を使われておられますか。これを参考に
聞かしていただきたいと思ひます。

○津田説明員 本来のと申しましたの
は、多少言葉が足りなかつたかと思
ひますが、私の申しましたのは、つま
り株主となつた人に優先的に金融をす
るという形をとつておるものというよ
うなことを基準にして考へる。であ
りますから、千葉県に起りましたよう
な事件は、株主でも何でもありません、ただ株
券を仮装しようと思つたんだが、間に
合はなかつたとか、あるいは株券をつ
くることにしておいてほしいとかなん
とかいふようなことで、本来、真に株
主となつた人でないといふようなこと
における金融関係であるといふ意味に
おきまして、違つて申し上げたわけ
であります。本来のといふのは、結局
株主となつた人に金融をする、あるい
はそれに限つてするか、優先的にする
か、そういうような形態をとつておる
人、形を、一応株主相互金融という範
疇だといふ意味で申し上げたわけであ
ります。

○宮崎委員 その点はそれで了解をい
たしますが、なお商法の規定等を引用
された御説明もあつたわけでありま
す、單に株主と申ししても、かつて
の、戦時中から引續いて起つて参りま
した全額払込み主義の株主制度ばかり
ではありません。いわゆる授権資本、
オートライズド・キャピタル、払込み
が完成しておらないが、株主の資格を
結成してある場合には、これは法務府の
御意見として——これも今までは使つた
本来のといふ言葉は取消していいい
であります、お話の中にありました

正常なる株主相互金融、こういう御見
解のもとにあるのか。これを参考まで
に聞かしていただきたいと思ひます。

○津田説明員 その点につきましては
一応檢察の對象といたしまして株主相
互金融といふものの概念をはつきりき
めるわけには行きませんが、大体俗に
言つていふものは何かといふ点で先ほ
ど申し上げたわけでありました。です
から必ずしも、この分ははつきり概念に
入つてゐる、これからはずれたものは
概念に入つておらぬといふふうに、申
し上げられるわけのものではありません
ので、ただいまおつしやいましたよ
うな点につきましては、なお一般的に
実情——要するにわれ／＼の概念とし
ては、社会的に使われてゐる概念とい
うものがやはり基礎になつて参ります
ので、そういうものも社会的に株主相
互金融といふふうに使われておるとい
たしますれば、そういうものも入る概
念として了解しなければならぬかと考
へますが、私もまだそこまで認識
をいたしておりませんので、はつきり
申し上げることは困難でございます。

○宮崎委員 長い時間をこの法律の質
疑のために使いたくないので簡潔に伺
います、どうも銀行局長さんや法務
府の方の御説明を聞いてみましても、
どつちにもならぬといふ事象である
といふことに、俗な言葉で申せばなるだ
らうと思ひます。しかもかような事象
におきまして、現在の取締り法規を廢
し、法務府の取締りの管轄下と
申しますか、その下に移そうといふこ
とにはいふん危険を伴ふ。処罰する
ことができない上に法律はなつていて
も、実態はこれを処罰することができ
ない、こういうことでありまして、大

蔵省においても一万余にわたります
届出金融業者を、現在の人員の配置あ
るいはその他の機構と照し合せまして
法の効果を上げるのができないとい
うところに、この廃止を提案せられた
一つのねらいが潜在しておるんだと思
ふ。そういう事態におきましてこれを
法務府に移したならば、しかも貸金業
等の取締り法律におきまして預金の受入
の禁止といふことは、他の金融法令
と同一の意味があるといふ意味におき
ましては、やはり同一の取締りが継続
されるのでありますから、法務府にお
きましてこれを行政的に移管せられま
して、その場合において従来よりまさ
つた取締りができるだらうか。大蔵省
に預けておくよりも法務府が直接監督
してもらつた方が、法的な効果が上る
んだといふ点において、何か一つか二
つ確信を得たいのであります、この
点につきましては法務府の方から伺うこ
とができるならば仕合せだと思ふ。た
ださつきも御意見の中にありましたよ
うに、法律は事実上存在するもの
のであります。従つて法の不備のため
に処罰することができないといふ実情
にあるならば、これも了としなければ
なりません。しかもこのあとからでき
ました法律といふものは、私は弁護士
でも何でもありませんが、やはり法律
には不遑及の原則があると思ふ。今
まで犯した罪は処罰されるものではな
くして、将来はこの範疇に沿つて、こ
の例の上に乗つてこつていふことをやれ
といふことを指導して行くのが、行政
的な眼目であると思ひます。さらに足
りなかつたならば、重ねて適切な立
法措置をいたすように思ひをいたしま
すれば、この際法務府に移管したこと

によつて、若干でも、たとい一つでも
たとえは百分の一でも何か取締りの効
果が上るんだといふ確信を得ない上
におきましては、この法律案にみだりに
賛成はできないといふことが、われ
われ議員の立場として必然的に申さる
べきことだと思ひます。そこでこの点
法務府としての御意見を承りたいので
あります。

○河野通(政府委員) 足りませんとこ
ろは、あと法務府の方からお聞き願
いしたいと思います。いわゆる貸金業とい
うものが、一般の方々の取引上社会
にいろいろな影響を及ぼすといふことは
お話の通りだと思ふのであります。こ
の点につきましては従来とも健全なる
運営ができて、かりにも社会の大家に
對して迷惑を及ぼすことのないように
努めて参つたつもりであります。今後
貸金業取締りに関する法律が廢止されま
したあかつきにおきましても、その点
は当然そういうことになると考へてお
ります。現在と今後におきます状態
の違いは、結局具体的に申しますと、
今お話のありましたように従来は大蔵
省で届出を受理いたしまして、六千数
百といふ届出の業者がある。ところが
今お話のように、これはまあいくつに
も何にもならないのですが、その実
を一つ私どもの持つております人員
で詳細に取調べることは、事実問題と
してなかなかむづかしい問題でありま
す。従つてこの届出制度は、従来から
も実は本来の目的に従つて、そう十分
なる活用ができておらなかつた。従
つて実質的にはこの届出制度をやめ
たからといつて、そう大きな変更はな
いと思ひます。いやしくも他の法律に
違反するやうな事態がありますならば

今後におきましても法務府を中心として、取締りは相当嚴重に勵行されることと私どもは期待いたしております。なおこの点につきましては法務府の所管の問題でありますので、その方からお聞き願いたいと思います。

○津田説明員 今後貸金業法が廃止になりましたあかつきにおきましては、もちろん高金利等の取締りに関する法律案、それから預かり金については銀行法等によつて受継がれて行くわけでありす。従来の違反は従来の法律、今後の違反はこの銀行法等によつて、預かり金の面はカバーされて行くことになるわけでありす。従来銀行法の無免許営業犯は法律に規定はございすすが、これを発動することが非常に困難であつた実情を申し上げると、実は非常に低額の罰金——今日の貨幣価値から申しますと、ほとんど問題にならないような低額の罰金しか定められておらないのでありまして、これを活用いたしまして膨大な事件を取締ることとは、社会の耳目を引いた割合に、処罰がほとんど問題にならない実情にあつたわけでありす。銀行法等がこの法案によつて改正されますと、その点の問題はなくなりす。従来は貸金業者の預かり金のみが、かなりの限度において処罰されるという形になりまして、若干片手落ちと見られる点もあつたのでありす。今後は普遍的に参るわけでありすから、その面におきましては取締りも申しますか、検査の面では非常に取り扱いが公平になると考えられる次第でございす。貸金業法が廃止されましたから、行政面でただちに検査あるいは警察の面にかかつて来るといふことではないと、私どもは理

解しておるのでありまして、惡質なものの取締りという面におきましては、今後とも一向に違ひはないわけでありす。しばしば金融関係等について、多数の国民大衆に迷惑をかけておるものについては、嚴重な態度を以て臨むということは、しばしばこの委員会でも法務府当局から申し上げておる次第でありす。その点は今後ともまったくかわらない次第でありす。それにつきましましては、今度の銀行法の改正は非常に役立つというふうに考へておる次第でありす。

○宮崎委員 今の法務府のお話によりますと、銀行法の三十三条の改正によつて罰則の強化、休刑もでき、罰金も三十万円以下、ここにおいて一罰百戒の効果を上げるであらうという意味のお話でございしましたが、これはごもつともでありす。私どももそう信じたものでありす。ところがこの反面から解釈いたしましたすと、こういうものをかざしして、実際に不正金融業者を取締ることをいたさなかつたならば、それこそまづ空文でありまして、おどかしの法律でありまして、いわけの法律的效果というものはゼロになるわけでありす。そこで従来と取締りの方法がほとんどかわらない、重点的にひとつやつて行くのだ、こういうこととわかりす。が、銀行局長のお話とお話し合せてみますと、それでは今後におきましては、大蔵省といつたしまして、少くとも株主相互金融といつたものの仮面のもとに不正金融の事実を露見したとき、それが法に触れるか触れないかまでの解釈はいたさないで、これを進んで摘発、もしくは告発等をいたしまして、検査権の発動を促すとい

う措置をとられるかどうか。この点について、これならはつきりお答え願へると思ひますので、はつきりしておきたいのでありす。

○河野(通)政府委員 お尋ねの点は、銀行法違反、あるいは貯蓄銀行法違反いわゆる無免許金融業につきましましては、私ども行政当局といたしまして、それに対する違反の嫌疑がありすれば、私どもとしては告発するといふことは従来からもやつております。今後におきましても、そういうことがございしたら、十分にやつて参りたい、かように考へております。なお御参考のために申し上げておきたいのでありすが、一応法律違反の疑いのある問題につきましましては、実は内部的に法務府とも従来から長い間かつていろいろ御相談もし、検討を加へたこともあつたのでありす。この問題につきましましては表面には出ておりませんが、私どもは常に関心を持っております。そうしていやくも立法の趣旨に反することのないように、金融全体がうまく動いて大衆に迷惑を及ぼすことのないように常に配慮いたしておるつもりでありす。ただ、たま／＼この問題につきましまして、先ほど申し上げましたように、法律関係が非常にむづかしいので、私どもまだ結論まで到達しておりませんので、これをたとへば株主相互金融につきましまして、これは預かり金をしておるのだという結論まで出すことは、私としても職務上さういふ権限もございせんし、結論が出ておりませんけれども、いろいろ常に関心を持つて、法務府その他と御相談申し上げておるといふことは御了承願ひます。

○宮崎委員 そこでこれは将来にわたることでありすが、いわゆる株主相互金融なるものの範疇がはつきりしないという現段階を認めざるを得ないでありましよう。しかしながら弊害といふことが事実累積しておるといふことも、これは顯著な事実であらうと思ひす。そこで法的解釈はしばらくおきまして、大蔵省の行政監督の面におきまして、金融法令の禁止規定の違反となるかどうかといふことは別といたしまして、これは社会的に見て、広い道徳觀念から見ましてよくないことだと思はれるような事実を、統計的にこれを集約いたしまして、やがて株主相互金融の弊害なき局面は、そこが限界だといふような決定をいたしたいといふ意欲を、大蔵当局は持たれてゐるかどうか。そうしてそれが正しい線に集約されるかといふことは、さらに取締りに関する立法をする意欲を持つておられるか。大蔵省にその意欲がなければ、われ／＼がもしこの法律案に賛成するとすれば、われ／＼は当然その種の附帯要求ぐらひはいたさなければならぬ。そこでまず大蔵当局の意欲の点をおひとつ伺ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 どうもなか／＼むづかしい問題であります。今後におきましても、私どもは金融行政の円滑なる運営、そしてそれが国民大衆に對していやくも迷惑を及ぼすことのないようにという配慮から、今後といへども研究は続けます。しかしその点については、具体的に株主相互金融がどこまでいゝのであつて、どこから先はいけなないのであるといふような、行政上の何か線を引くといふたような措置が一体できるかできないか。この点につきましましては私は今この機会において明言すると申しますか、お答えを申し上げることは困難だと思ひます。

○宮崎委員 答へることが困難であつても、研究をするといふ言葉でありすので、私はその程度で了承いたします。しかし大蔵省の実際の銀行等の監督を見ますと、かりに株金の払込み証明書、手形をとつて割引いた形で行員が発行したした場合、これはその行員の人事の点まで大蔵省は干渉なさつておるとするならば、株主相互金融に對しまして、なか／＼むづかしいから答へられない、單に研究するだけでは御意の問柄ではありすが、私は答弁として満足はできません。私の満足のできないことは、国民大衆が満足できないことでもあります。幣害は枚舉にいとまがないのでありす。もつと私は勇敢にあつてほしい、こう思ふのでありす。さもなければ、この問題は永久に答弁のできない法律になつてしまふといふおそれがあるものでありす。そういう法律は私はずりたくありません。少くとも占領下におきまして指令のもとに政治していた時代と違ひまして、自主独立の法制をつくつて行くという立場から、もう少し新しい面が出ていゝのじやないかと、私は欲をかくのかもしれませんが、これは当然の希望であるといつて御了承願ひまして、ぜひひとつ御研究を続けていただきたいのでありす。幸いに今日は法務府の方もおりますので、一、二法律案に直接触れましたことを簡単に質問いたしまして、この問題は煩わしいのであるべくやめようと思ひます。そこで昨日もちよつと伺ひましたが

法案の第一條の第三項で、ずいぶん古い問題であります。明治十年の太政官布告という古い法律がひつぱり出されて、利息制限法の規定の適用を妨げない。とある。私は第一條第一項の精神なるものは、利息制限法の特別法であると認めたのであります。しかるに利息制限法の適用を妨げないという趣旨はどうか。日歩五十銭の限度は年利十八割、こういうようなものであります。それは利息制限法の一割五分、一割二分という限界からいいますと、はるかにこれは悪辣といつてもいい金利であります。そういうようなことも約定上できた、しかし利息制限法によつてこれを不当だと要求するのは、裁判上無効であるといふたしすれば、一体この法律で五十銭と書く意味は何でありましょうか。これは銀行局長と法務府と双方から御意見をいただきたいのであります。

○河野(通)政府委員 利息制限法の適用を妨げないという規定は、これも皆さん一番よく御承知なんです、私が御説明申し上げることもないのですが、民事法上それが裁判になれば、裁判上無効だ、こういうことであります。しかしこれは、別にそれを越えたからといつて、利息制限法には罰則はないわけでありまして、今度の場合は、社会通念上そういう高金利をとることは、はなはだ適当でないという建前から、これを処罰をもつて取締つて行こう、こういう問題であります。従いまして、同じ法律の書き方といひまして、これ以上の利息をとつてはならぬという趣旨が、利息制限法の場合には、それ以上とすると裁判上無効だということであり、つまりこれは訴訟にならなければ

いいわけでありまして。こちらの場合には処罰の対象になる。こういう意味におきまして両者はおのずからそれ／＼の趣旨を貫徹いたしておるものだと、うふうに私は考えております。この規定がかりになつて、あるいは法律上当然のことであつて利息制限法は当然動くのだというふうな解釈もつくかと思ひますが、やはりこの際こういうような両者がおの／＼その目的に従つて運用されて行くのだということを、はつきり法律案の中に書いておいた方がいゝのではないかと、私も各関係省の間の打合せでそういう結論になりましたので、念のために申せば念のためであります。はつきりして行く。利息制限法はこの法律とは両立して行くものであるという建前をはつきり出したものと、御了承いただきたいのであります。

○河野(通)政府委員 これはまことに残念な法律案だと申さなければなりません。私は第一條第一項が、利息制限法に対する特別法であるならば、何をか言わんやであります。しかるにその場合、約定上貸しても五十一銭で貸せば罰則の適用がある。五十銭で貸しておいてその方はよかつたが、借りた方が裁判をいたすならば、利息制限法の利率に返るのだ、こういう法律案、そうなりまうと、この法律の趣旨というものはどこかで消えて行つてしまふ。また美際こういう庶民金融の面を見ますれば、広い意味におきましては金融することを閉塞せしむる一つの法律である。またその証文の書き方をみだりにかえさせる。証文を二枚とつたり三枚とつたりいたしまして、そうして煩わしい利率を避ける。たとえば一割五分しかとれなければ、一割五分の制限だといひますと、証文を幾つにもわけまして、みな一割五分に書いて有効な場合というように、事実上の救済策にはならぬのであります。こういう面を勘案いたしますと、どうも一条の三項を設けることは妥当でない。かりにこういう三項がなくても、利息制限法の特別法の適用を妨げないという解釈であるならば、やはり利息制限法でその人の選択によつて裁判所に申し出ることが出来る。申し出ることにしては、法務府の方に伺えばわかるわけでありまして、さらにこの問題につきましますと、私はそういう点を裏から返してみますと、この法律は永久でもありまうが、日本の経済が正常となり、低金利の時代となつて参りますれば格別でありまうけれども、現在の一年や二年の見通しとしては、これを改めるような情勢にはなりにくいといひます。見通しも持つております。そうしますと、年十八割という利息に換算される日歩五十銭を、法律の表に書かなければならぬといふやうな、一つの皮肉な感じが私は持つわけでありまして、かしながらこの対象といたします罰則は、体刑の三年以下、三十万円以下の罰金、これの併科もできるという重罰であります。従いまして、法に何らかの根拠がなければ、その発動が困難だといふこともありますが、その事情さえないといひますならば、これは時の経済事情によつて、金融行政を預かる大蔵省が適当と認むる利率を度々指定する、あるいは告示する、あるいは政令で定むるという方式によつて、せめてこの法律の表だけは、五十銭などという悪徳高金利をやらせないように

いたしたいと思ふ。これがもしこの法の表に五十銭というものがなく、政令にまち、委任立法といひましたような場合には、罰則の適用上困難であるかどうか。これは銀行局長と法務府の方両方から明確に御答弁を願ひたいのであります。

○河野(通)政府委員 これは法務府当局からお答え願つた方が実はいいと思ひますが、やはり今お尋ねのように、非常に重罰をもつて臨んでおるものでありますから、これについて一体幾らにきめられるのかということが、法律上はつきりしていないことは、法の運用上から行つても、立法院のお立場から行つても適當でないじやないか。やはりこういう重罰を科するという場合には、法律にはつきり書いておかなければならぬのであります。それでは一体五十銭というのは理論的根拠があるのかといふことになる、これはなか／＼むづかしい問題であります。五十一銭が惡くて、四十九銭がよいのかという問題になると、それもなかなかむづかしい問題であります。しかしどこかに線を引かなければならぬ以上は、必ずそういう境に問題が起つて来るわけでありまして、非常に高い処罰の規定でもありますから、私どもはやはり立法院の御承認を得たはつきりした具体的な教を表に出して、法律にはつきり書くことが、むしろ立憲的であらうというふうな考へておる次第であります。

○津田説明員 ただいまの政府委員の説明の通りでありまして、五十銭ということを表に表わすことがいかに悪いかという問題は、もちろん考へられるわけでありまうけれども、貸金業を廃止いたしますという前提に立ちまうと、貸金業を設けましたところの最初の趣旨は、高金利の抑制が一大眼目であることはすでに御承知の通りでございます。それを受継ぎます以上、現在の程度に従つて立法するのがよろしかろう。ところが現在の程度と申しまうと、すでに御承知のように、行政的にはやはり日歩五十銭というのを限度にして、業務方法書の処理が行われております。地方によりましては若干それより下つておるところもございまして、最高は五十銭ということが、内面的ではあります。もはやこれは公知の事実と申してよろしいと思ふ。そういう点を法律に受継ぎまして、法律として立法していただく、こういうことが国民には一番はつきりするわけなんです。しかも今日におきましても、私どもの取締り当局から見ると、やはり一と一といふやうな利率が間々行われる場合も、いろいろ事態のときにはあるわけでありまして。そういうものは排斥すべきものであるという趣旨におきまして、かような限度を設けることになつたわけでありまして。画一的に限度を設ける方が、一般的に非常にはつきりするといふ意味におきまして、その線を法律に表わすことは当然、あるいはやむを得ないといふふうに了解しておるのであります。

○宮崎委員 五十銭を表わさなければならぬといふお話であります。情ない五十銭だと私は思つております。かような法律の精神には少くとも宮崎個人は賛成するわけには行かない。賛成するのがほんとうかもしれません。賛成する勇氣がありません。そこでさらに法律の内容で伺います

てやるという方法を講ずる用意があるかどうか。銀行局長の御答弁を要求いたします。

○河野(通)政府委員 土地家屋等の担保金融につきましては、これは不動産担保金融と申しております。これは実は非常に広い概念でありまして、専門的に申し上げますと、狭義の不動産金融から、いわゆる普通の事業金融の一環としての不動産担保金融まで、いろいろございます。広い意味のいわゆる事業金融としての不動産担保金融につきましては、これは現在小さいものにつきましては、国民金融公庫、その他庶民金融機関がこれを取扱っております。

それから今後長期信用銀行が参入いたしますれば、これが一つの大きな仕事の内容を占めることになると思っております。ただ問題は事業金融でない不動産担保金融、これはたとえば相続税を納める場合に金融をやる。これは事業金融じゃないのですけれども、やはり不動産を担保にして金融を受けるという特殊の不動産金融というものがございしますが、これらにつきましては、現在のところでは長期信用銀行法が通過いたしましたので、これが施行されましたあかつきにおきましては、その法律の第何条でしたか、その六条の二項か三項にございしますように、これらの金融につきましても、一般の業務に支障のない限り、極力その疏通に当らせたいというふうに考えておる次第でございます。

○三宅(剛)委員 私は最後にもう一点だけ伺ひまして、同僚委員にかわりたいと存じます。長期信用銀行法案につきましましては、もちろんあとで審議され

るわけでありまして、相当各府県にもこれをつくりまして、地方は地方の元の農工というようなことがありますが、けですから、なるべく中央だけでなくして、中央地方を通じて一貫した線に上りまして、なるべく一般大衆の便益に供せられたいと思ひますが、これに對しまする答弁を要求いたします。

○河野(通)政府委員 長期信用銀行ができましたあかつきにおきましては、中央のいわば大企業だけに偏重して、地方の長期金融について、これをないがしろにするということは絶対にございせん。ただ教でありまして、これは御承知のようにたび／＼この委員会でも、実は御答弁申し上げておるのであります。債務を發行して資金を集めるといふことになりまして、なかなかコストも、資金コストが高くなりまして、そういう関係から、この銀行が非常にたくさんのができて、なかなかこれは経営がむずかしいわけでありまして、それよりも数の少ない銀行を強力につくつて行く、強力な銀行を数少くつくつて行くといふことが、最も適當であらう。少くともさしあたりの問題として、そう考えておるのであります。しかしこれらの数の少ない銀行は決して単独ではありませんが、できるだけ地方の長期金融についても貢献できるように、寄與できるように、極力行政上の指導をして参りたいと、かように考えておる次第であります。

○佐藤委員 川野委員。○川野委員 高金利等の取締法に関する提案理由の説明を聞いておりますと、貸金業法の規定によつてすでに殖産会社の整理は完了いたしました、あたかも好結果をもつて殖産会社の整理が完了いたしましたような感じが抱かれるのであります。貸金業法によつて殖産会社を整理になりました件は非常に失敗であつた、こういうふうには私は考えますが、局長はどうお考えになりますか、伺つてみたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます前に、その提案理由に整理が完了したと書きました点であります。完了したと完了したという意味ではございせん、金融問題としては一応完了した、こういう意味で申し上げておるわけです。整理が具体的に済んでおるわけせんことは、一般の清算会社等について、解散はしたけれども、清算がなかなか済まないといふことと同じことであります。金融の問題としては一応完了した、こういうふうな意味で御説明申し上げておると、この御了承願います。

それから一体殖産会社の整理の方法として、貸金業法の規定するようなり方が成功であつたか、失敗であつたかという点であります。これはいろいろ御批判があると思ひますが、私どもは必ずしも失敗ではなかつた。いろいろな方法があつたと思ひますけれども、これも一つの方法であつたといふふうに考えております。

○川野委員 貸金業法によつて殖産会社を整理になつたわけでありまして、そういたしますと、実問題といつたしましては、加入者に支払ひ用不能のために、加入者が非常に迷惑を來しておるという現下の実情であります。営業しつつ加入者に金を支払ふといふことは、これは非常に易々としてできる問題でございまして、営業を禁止させ、そうして金を支払ふ、こういうこと

とはほとんど不可能であらうと存じます。かりに一流銀行であるといつたしましても、その営業をさしとめて、そうして預金者に預金を支払ふ、こういうことは実は金を借りた方面の方々が支払ひをしない、こういうような点もございまして、不可能であるかと考えます。こう考えますと、貸金業法によつて殖産会社の営業をさしとめて、そうして整理させたという結果が、殖産加入の方々に非常な迷惑を來した、こういうふうなことになるかと考えます。しかも殖産会社にかかわるべき株主金融会社というものができておる。殖産会社をつぶすといふような考え方をそのものが失敗であつた、言わざるを得ないのであります。もちろん法的に對しましては、先ほどの／＼局長並びに法務府の方々から御説明がございまして、なるほど法的には違反はないといつたしましても、実は預金者にかかわつて株主相互社ができた、こういう点でございまして、内容に至りましては殖産金融と株主金融というものは、そう隔たりがないのではなからうか。こういうふうには考えますと、貸金業法によつて殖産金融をお取締りになつたといふことは、明らかに失敗であつたといふ点についてどういふふうな御考えを持っておられますか。

○河野(通)政府委員 これは法律問題と実問題と二つにわけて考えなければならぬと思ひます。株主相互金融につきましましては、先ほど来い／＼申し上げておるようなことでありまして、私どもはただ形式だけにとらわれて、預金であるとか預金でないとか申して

おるわけではありせん。名目のいかんを問はず、実体が預金であるかどうかについて／＼論議をいたしております。しかしその点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、結論的にまだはつきりしたところまで私としては少くとも申し上げる段階にない、こういうことを申し上げたわけでありまして、一般の殖産会社につきましては、これは／＼な関係の金融機関に関する法律に、はつきり違反しておるというのを申し上げられると思ひます。その整理の方法につきましましては、御意見もあつたのであります。今お話のように、一般の銀行であつても、今すぐこれに店を締めると言つたら払えないだらう、預金者に結局迷惑をかけるであらうとい

うお話の点もなすけなないわけではございせん。しかし時日をかければ、私は一般の銀行につきましては、必ず預金者に対して相當準備を厚くいたしておりますし、監督も厳重にいたしておりますので、ただちに払えないかもしませんが、貸金について十分回収の道も開かれます。預金者の方に迷惑をかけるようなことは万ないと思ひます。これは営業を続けておきましては、これは殖産会社につきましても、一般の殖産会社につきましても、これが法律問題を悪化させるということもまた考えられるわけでありまして、これはやはり判断の問題であります。これはやはり判断しておることはあつた、實際問題として社会の大衆の方々に、いろいろ

おるわけではありせん。名目のいかんを問はず、実体が預金であるかどうかについて／＼論議をいたしております。しかしその点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、結論的にまだはつきりしたところまで私としては少くとも申し上げる段階にない、こういうことを申し上げたわけでありまして、一般の殖産会社につきましては、これは／＼な関係の金融機関に関する法律に、はつきり違反しておるというのを申し上げられると思ひます。その整理の方法につきましましては、御意見もあつたのであります。今お話のように、一般の銀行であつても、今すぐこれに店を締めると言つたら払えないだらう、預金者に結局迷惑をかけるであらうとい

る迷惑を及ぼす度合いを少なくするといふ点からいいますと、つまり弊害をできるだけ小範囲にとどめるといふ点からいいますと、早い機会に整理を行ななければならぬといふ点からいいますと、あるいは営業を続けておれば払えるようになったものも、絶無だとは申しません。それは神様でないから私もわかりませんが、そのうちの少くとも大部分は、これを続けさせておいたならば、さらに弊害を加重したであらうといふふうに私は考えております。その意味におきまして、法律面及び行政の実務面の両方から見て、貸金業法による殖産会社の整理は、必ずしも失敗でなかつたといふふうに私は考えております。

○川野委員 失敗であつたか、なかつたかといふことは見解の相違でございますが、私は明らかに失敗であつたと断ぜざるを得ないのであります。と申しますことは、ただいま申しましたように、株主相互金融という金融機関が生れた点でございます。これは実は現在銀行あるいは相互銀行、こういう金融機関がございまして、非常に金持階級を対象とした金融をやつておる現下の事情であります。そこで下層階級を中心とした金融機関がほしいというものが、国民大衆の要望であります。この要望に對しまして、株主金融というものが私は生れておるのではなからうか、こう考えるわけでありまして、ここに私は大蔵当局の反省を促したい。国民大衆が、こういう金融機関が必要である、こういう考えのもとにたくさんの株主金融機関ができてまして、その金融機関が今日営業しつつある。こう

いう点をひとつよく考えていただいて国民大衆が希望するところの下層階級を中心としたところの金融機関というものをひとつお考えになる、こういうことが私は必要ではなからうかと考えるわけでございますが、この点について局長のお考えを承りたいと存じます。

○河野(通)政府委員 先ほど三宅さんからの御質問にもお答えいたしましたのでありますが、何分にも日本の経済がまだ十分に正常化しておりません現在、なか／＼資金難といふことは相当強く各方面に現れております。ことにこれが今お話のように、国民大衆の面に非常に多く出て来ておることは、まさに御指摘の通りであります。その点につきましては私もできるだけいよいよ庶民金融機関、国民金融公庫を初めとした庶民金融機関の資力を拡充することによつて、これらの方々にできるだけ御便宜をおはかりするように、努力いたして参つたつもりでございます。今後におきましても、この点については十分努力いたして参りたいと思ひます。それにつきましても御指摘の通りに、まだ十分なる需要に應ずるだけの資金量を確保することは困難であります。その意味におきましては、貸金業を営んでおられる方が、自分の金でもつて貸付をしていただけることにつきましては、この法案にありますが、非常に高い過大な金利をとられることではない限りにおきましては、私もこれは自由におやり願つたらよいと思ひます。ただこの場合に問題になりますのは、先ほど来申し上げておりますように、大衆の零細な資金をいろいろな形で集められて、その資金を

高利で貸される。そうしてしかもそれが払えるか、払えないかわからないような事態になることによつて、むしろ借りた人よりも、その業者に零細な資金を預けられた方、預けるという方が、そういう方に御迷惑が及ぶといふことが、一番大きな問題であります。これは九州を初めとした殖産会社の整理におきましても、加入者に迷惑をかけたといふことが一番問題であつたのであります。私個人といたしましても加入者に対して非常にお気の毒だと考えておりますが、そういう事態を起さないように、できるだけ処置をいたして参りたいと思ひますけれども、大衆から資金を集めてやるいよいよ株主相互金融といふやり方が、一体預金を集めると同じような意味において、やつておるのかどうかといふ点につきましては、これはたび／＼申し上げますように、私もそれはそれが銀行法なり貸金業法の違反になるからぬか。この点については一般論とあるわけでありまして、お話のようにそういう零細な資金を預けるなり、あるいは出資される方に御迷惑が及ばないよう十分考慮して参りたいと思ひますけれども、この点については今後、先ほど来申し上げておりますように、取締りの面におきまして十分法務府あたりに御協力をお願いしたいと、念願いたしておるわけでありまして、

○川野委員 大衆の興望にこたえまして株主金融といふものが、実は現在のごとく多数生れて参つておるわけでありまして、しかし放任いたしますと、大衆の要望によつて生れましてところの株主金融といふものの中には、またいかかわしいものも出て参ると考えるのであります。そこで私はここにおきまして、今日下層階級の金融機関が必要である。こういう点は、ただいまも申しましたように、株主金融があればたたくさんで参るという点から考えましても、想像されるわけでございます。従ひまして、下層階級を中心としたところの金融機関をひとつ考えていただきたたい。先ほど宮橋委員が取締りの点を強調されたようであります。取締ることも必要でございます。取締る以前におきまして、大衆が考えております下層階級を中心としたところの金融機関を強化して、しかる後にこういう機関をどし／＼取締る、こういうことにならなければこれは適當であるかと考えましても、大衆がかつておりますところの金融機関をつくらずしてそのその株主金融機関を、ただ取締りの強化によつてつぶすといふことは、はなはだ私は今日の大衆の要望を裏切るものでなからうか、こういうふうに考えるわけでございます。私はここで銀行局長と議論いたすものではございませんが、この問題は今日株主金融にできつつあるという現状等を勘案され、慎重に今後研究されまして、そして下層階級を中心としたところの金融機関といふものが現在日本に必要である、こういう点によく思ひをいたされまして、そうして下層階級の金融機関の法的裏づけという点に、御考慮を払われんことを希望いたします。質問を終ります。

株主金融といふものの中には、またいかかわしいものも出て参ると考えるのであります。そこで私はここにおきまして、今日下層階級の金融機関が必要である。こういう点は、ただいまも申しましたように、株主金融があればたたくさんで参るという点から考えましても、想像されるわけでございます。従ひまして、下層階級を中心としたところの金融機関をひとつ考えていただきたたい。先ほど宮橋委員が取締りの点を強調されたようであります。取締ることも必要でございます。取締る以前におきまして、大衆が考えております下層階級を中心としたところの金融機関を強化して、しかる後にこういう機関をどし／＼取締る、こういうことにならなければこれは適當であるかと考えましても、大衆がかつておりますところの金融機関をつくらずしてそのその株主金融機関を、ただ取締りの強化によつてつぶすといふことは、はなはだ私は今日の大衆の要望を裏切るものでなからうか、こういうふうに考えるわけでございます。私はここで銀行局長と議論いたすものではございませんが、この問題は今日株主金融にできつつあるという現状等を勘案され、慎重に今後研究されまして、そして下層階級を中心としたところの金融機関といふものが現在日本に必要である、こういう点によく思ひをいたされまして、そうして下層階級の金融機関の法的裏づけという点に、御考慮を払われんことを希望いたします。質問を終ります。

○佐藤委員 深沢義守君。○深沢委員 本法案で貸付の利率を日歩五十銭にしたといふことは、法律で月一割五分、年十八割の利率を認めたことになるわけでありまして、この理論的な根拠と申しますが、これを制定いたしました大蔵省の見解を、まずお伺ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 日歩五十銭といふところの理由はどこにあるかといふお話であります。この点は先ほど津田さんから御説明申し上げましたように、現在の法律によります貸金業者に対する業務方法書の行政上の指導をいたしまして、大体五十銭を限界として今指導しておる次第であります。先ほど来宮橋さんの御質問にもお答えいたしましたように、これは五十銭がいか、五十一銭がいかといふ点になりまして、なか／＼むずかしい問題であります。私どももいたしまして、的確な数字の根拠といふものは持つておりませんが、まず常識的に考えて、五十銭を超えるような金利といふものはいかにも高い。これはやはりどうしても禁止しなければいけません。禁止するためにはやはり処罰をもつて臨まなければならぬ。こういうような常識的な線として、五十銭といふことを考えているわけでありまして、四十五銭ではいけないか、あるいは五十五銭ではいけないかといふ問題につきましても、議論はあると思ひますけれども、そういうことば常識的な線として考えておるわけでありまして、今後経済が逐次正常化したしますに應じて、金利の水準といふものも、金利といひましても、こういう種類の業

者の金利であります。その水準というものは、おのずから下つて来るべきものと思ひます。従ひましてそのときどきの情勢に応じて、この五十銭といふものも、あるいは場合によつてはさらに三十銭まで下げていい場合も起つて来るかと思ひます。これらは今後における金融経済全体の動きに応じて適當なる判断をし、国会の御議決を得まして訂正することもあるかと思ひますが、現在のところでは、大體の金利の状態等から考えまして、五十銭程度がやはり限界ではないかというふうに考へておる次第であります。

○澤澤委員 銀行局長は常識的な立場から五十銭程度が適當であらう、こゝう言われるのですが、事業をやる人が金を借りて商売をいたします。そうして利益を一箇月の間に見た場合におきまして、はたして一割五分の金利を払つて、なお自分がその營業を継続し得るような利潤が上がるかどうかというこゝとは、はなはだ疑問であると思ひます。たとへて申しますならば、政府の關係しておる事業であるタバコの販売をやつたといひましたとしても、これは政府の認めてゐる利益は一割以下であります。そういうような場合において、一割五分の利息を払つて金を借りて商売したのでは、商売が成立しないのであります。なお最近におきましては、そういう高利な金を借りる人々は、多くは税金が納まらないとか、その他營業の不振の状況の中においてそういう金を借りるのであります。従つて一割五分といふのは、まさに今までのやみ金利を法律が認めたといふことになるので、これは貸す方の立場から考へますれば、あるいは常識的かもしれません

が、借りる方の立場から考へますと、月一割五分、年十八割といふことになりまふと、これは常識的じやない。どう採算いたしまして、この金を借りて商売をするといふことになりまふれば、私は商売は成立しないと思ひます。これを法律の上で公認するといふことは大蔵省はただ貸す方の人のみの立場を考へ、借りる人の立場を考へない、そういう一方的な立場に立つてゐるんじゃないかといふぐあいには考へるわけですが、その点はどうですか。

○河野(通)政府委員 私どもは、この五十銭といふものを公認したつもりはございません。金利として五十銭が高過ぎることは申すまでもないことであつて、そういう高い金利をとることは適當でないといふことは考へております。しかしながら、処罰をもつてこれに臨むといふ場合にはその程度であらう、こゝういふふうに考へてゐるわけであつて、日歩五十銭を公認したとか、そこまではよいといふことではございません。早い話が、この法案の第一條の第三項にもございますように、利息制限法の規定の適用を妨げていないのであります。裁判上の効力の問題等につきましては、利息制限法の規定が当然に動いて来るわけでありまふ。しかしながらその金利は、日歩五十銭といふのは非常に高いと思ひますが、ただ処罰をもつて臨む限として、この程度が常識的に適當であらう、こゝういふことではあります。なお先ほど来申し上げましたように、現在實際上の指導をいたしておりますところも、大體五十銭を越えるといふのはあまりに高い金利であつて、処罰をもつて臨まなければならぬといふような實際上の指

導もいたしております。私どもは先ほど来申し上げましたように、金利全体の情勢がかわつて来るのに応じて、これは極力下げたいと思ひますけれども、さしあたり現在のところでは現状をも十分参酌しまして、処罰の対象として日歩五十銭を越えるもの、こゝういふことにはいたしたのであります。

○澤澤委員 銀行局長はこれを公認するつもりはないのだと言われますが、処罰がない以上は、やはりこれは五十銭が實際において行われるという結果になると私は思ふ。その点は議論いたしましてもしかたがございせんが、とにかくこれを五十銭までは処罰の對象にならないといふことに法律がきめたことは、これは先ほど官廳委員からも言われたように、まつたくわれわれは納得できないと思ひます。

そこで私がなお伺ひたいのは、最近における金詰まりの深刻な状態、そして業界の不振な状態において、こゝうして高金利といふものは非常な勢いで發展する可能性があると思ひます。そこで貸金業者に対する取締りというものは嚴重にすべきものである。もちろんその取締りが根本的に解決されるには、この金詰まりの金融政策を根本的にかへることがいいのであります。なかなか／＼かえそうもない。しかしこの貸金業者のために苦しんでゐる庶民といふものは、非常にたくさんあります。その場合において、この貸金業者の取締りの法律を廃止するといふことは政府自身が實際はやみ金利、高金利といふものを取締る力がなくなつてしまつた。なお政府自身があるいは五十銭の高金利を公認するといふことになり

あたりまただといふような考へになつてしまつたことによつて、中小以下の業者その他一般庶民階級は、非常に金のために苦しまなければならないといふ結果になると私は思ふ。従つてそういう状況の中におきましては、貸金業法といふものを廃止するのではなくて、この監督をむしろ強化すべき段階である。これはまさに逆コースではないかといふぐあいに考へるのですが、銀行局長はどういふぐあいに考へておられますか。

○河野(通)政府委員 先ほど官廳さんの御質問にお答え申し上げたのでありますが、この貸金業法を廃止するといふことは、実はそれほど大きな實質的な意味は持つておらないのであります。具體的に申し上げますれば、要するに現在届出を大蔵省が受理することになつておりますが、この制度をやめたのであつて、いろいろ貸金業を中心としたおもしろからぬ行為を取締る實體的なものにつきては、今度の新しい法律及びその他の法律で全部カバーできておる。従つて煩わしい届出の制度をやめまして、實體的にはその届出を受けたわれ／＼といひましたとしても、十分にその届出制度の結果を効果あらしめる手段を実は持つておりませんので、それよりも實體的な点が十分出されるならば、それによつて取締りの実を上げて行くといふふうな運用でいいのではないかと、という結論に到達したのであります。貸金業法を廃止したといふことは、必ずしもこれらについて野放図にはやり出してしまつたのだといふふうには手を引いてしまつたのだといふふうには御解釈をいた

くことは、私どもとしてははなはだどうも迷惑をいたすわけでありまふ。そういう意味で御了承いただきたいと思ひます。

○澤澤委員 それを廃止いたしましてたとえば五十銭といふものが消えまして、不当な高金利のみを取締るということになるわけでありまふが、不当な高金利というその概念は、どういふぐあいに大蔵当局は考へられておりますか。

○河野(通)政府委員 御質問の点をあらはに私聞き違へておるかもしれまふが、現実には処罰をもつて臨まなければならぬ不当な高金利といふのは、現在においては日歩五十銭程度であらうこゝういふふうに考へておる意味において、今不当な高金利と申しましたが、しかしながら行政上あるいは一般の金融上、金利はどの程度が適當であらうかといふことになりまふれば、金融機關等におきまして、金利調整法によりまして告示をいたしております金利が二銭七、八厘といふことになつておりますが、この程度が一般の金利としては適當であらうといふことで、告示をいたしておりますわけでありまふ。ただこれらの貸金業者の行つておられます營業態等から考へまして、一般の金融機關と同じように金利を規制するといふことは、實際問題としては困難であります。その性質からいへば、相当そこは相違があると思ひますので、この一般の金融機關の金利を基準にして、貸金業者の金利を考へるということは適當でない、かように考へます。しかしながら五十銭までは公認をいたしたといふことではないのであります。五十銭を越えれば嚴重な処罰の對象に

なるといふ意味におきまして、五十銭といふことがそこに出ておるわけであります。私どもは五十銭という金利は現在の情勢から見て決して低くはない、できるだけ低い金利の方が望ましいと考へておるといふことは、先ほど申し上げた通りであります。

●**深澤委員** 金融界の事情は、中小の業者には銀行は貸さない。あるいはまた国民金融公庫へ参りましても、資金量の不足のために十分の需要に応ずることができない、こういう結果になつておりますので、結局民間の貸金業にたよる以外にないということになると思う。額の上から行けば少額でありましても、教の上から申しますれば、日

本邦の経済界の半数以上のもものが、こういうものにたよる結果に私はなると思う。これが一つのことでなつて、結局全体が高金利の方向に行く可能性があ

るのではない。従つて政府自体が高金利政策を実施せざるを得ないような一つのてこになるのではないかというぐあいに考えるのですが、その点はどういうぐあいに考えておられますか。

○河野(通)政府委員 私どもはそうい
うふうには考えておりません。現在に
おきまして、貸金業者につきまして
は、現行法に基きまして、大体日歩五
十銭程度までは差押の対象で、これ

またま法律の上にはつきり五十銭といふことが出ましたので、先ほど来宮輦委員長からも御指摘がありましたように

法律の体裁としてはきわめてまづいといふて、これが現在の実情よりも非常に甘くなつたということでは決してございませんで、現在行政上実際に指

導いたしておりまるところを、そのま
ま法文の上に条文化した、かように御
了承いただきたいのであります。従つ
て私はこの法律を契機として、全体
の金利が高くなるような道を開くおそれ
があるという点につきましては、さよ
うに考えておりません。

○深澤委員 それからこの提案理由の中に、殖産会社の整理は完了したというところが書いてあるのでありますが、私はこういう方面については明るくないのでありますけれども、この殖産会社の整理ということはどういうことでありますか。殖産会社というものはどういう内容を持ったものであるか。その点についてお聞きしたい。

○河野(通)政府委員　これは戦後九州等に非常に多かつたのでありますが、いわゆるみなす無盡と申しております。

その「無害」の一種の形態が法律の根拠なくして実は行われておつたのである。これは明らかに法律に反する行為であつたわけでありませう。これはその後法律制にもそういう問題がありませうし、かたゞ、実体的にも相當國民

大家に御迷惑を及ぼすおそれが、非常に顯著に現われて参りましたので、この貸金業法を制定いたしましたときに、附則に規定を加えました。これはあと

で詳しく英文について御説明申した方がよろしいかと思いますが、附則にこの殖産会社の整理の規定を挿入いたしましたわけであります。この規定によりまして整理が完了したということについて

ては、川野委員の御質問にお答え申し上げた通りであります。数は数百に上つておつたかと思ひます。資金量は的確なことはわかりませんが、おそらく数億あるいは十億に近い程度の資金を

持つておつたかと思ひます。これらを放任いたしましたと、先ほど申したように、法律的にも問題がありますし、實際の面からいひましても、国民に対して迷惑をかけるおそれが非常に大でありましたので、この法律をつくりましたときに、この整理の規定を挿入した

したわけでありませう。

○佐藤委員長　苦米地君。

○苗栗地(英)委員 ただいまの高金利等の取締に関する法案につきましてはすでに質疑も大体盡されておりますが一点だけお伺いしたいのです。それは第一条の第一項と第三項との関係について、宮帳委員に対して御説明がありました、まだ十分納得できませんの

で、それをはつきり御説明いただきましたと思います。

○河野(通)政府委員 この点は実は非

常には民事上、刑事上の法律問題になる
 と思います。今日は検務局からは課長
 が見えておりますが、民事局の方から
 見えておりませんので、かわつて御説
 明することになるのであります。この
 点は宮澤委員に御説明いたしまして、

宮崎委員に御了承を得なかつた点でありますが、三項の利息制限法の規定は民事上の効果をねらつておるわけであります。つまりそれを越えた利息につ

第一項は、ここに規定しております利率を越えて利息を收受した場合に、に処罰の対象にならない。この法案のなる。しかしこれはそれを越えても別に裁判上効力がないというところに

処罰の対象になる。従つてそこには段階が二つあるわけでありまして、一つは処罰の対象にはならないけれども、これ以上とるのは本人が訴えて来れば無効にしなければならぬという段階と

裁判が無効とか有効とかの問題ではな
くて、そんな高いものをとることは社
会正義と申しますか、そういう点から
罰しなければいけぬというものとの
二つの程度がある。この二つの程度で
両者おの／＼の目的に従つて運用され
るということを、一項と三項とで書き

わけて実は規定したわけでありませう。
 そういふふうに御了承願いたいと思ひ

まず。

○吉米地(英)委員　ただいまの御説明は先ほどの御説明と同じであります。そのねらつておるところは大体わかるのでありますが、先ほどもお話がありましたように、これを利息制限法の特例とするとどういう弊害が起つて来る

か。それをひとつ御説明願いたい。

○河野(通)政府委員　御質問の意味が
ちよつとよく聞きてれませんでした。

一応お答え申し上げます。違つておりましたら御質問願いたいと思います。利息制限法の現在の規定は、先ほども宮崎さんから御指摘がありましたように、実は太政官布告という明治の初めのできかた事でありました。この法

律が現在の通貨価値あるいは金融の情勢等から見て、一体現在の情勢に合っているかどうかは、実はいろいろな議論があります。この法律を改正すべき

であるというような議論も、実は内部でいろいろ出ておるようであります。しかしこの法律をどう取扱つたらいいかという点については、法務府内部でもまだ結論が出ておらずであります。

す。従いまして今御指摘のように、一時私ども部内でいろいろ検討いたした際にも、利息制限法の附則が何か改正規定をつくつて、利息制限法の中

罰の問題と、両方書いたらどうだとい
うような意見も、実は一部には出たの
であります。この点は先ほど申し上げ
ましたように、利息制限法自体を十分
に、根本的に考え直すべき段階に來て
おる。その際にこの利息制限法とい
ふものを十分検討し、それと適合する

高金利等の取締に關する法律の一項の問題もあわせて検討したらどうか。従つてそれまでの間は利息制限法の適用は排除しないという条文を、別の法律の形でこういう單行法を出した方がいいのではないかという結論に、実は到達したわけでありませう。これはもつぱら利息制限法自体をどう規定して行くかという問題でありまして、まだ結論

に到達しておりまして、その關係からこういう規定になつた、こう御了承いただきたいと思ひます。

○苦米地(英)委員　今の銀行局長の御説明の通りに、私もこの利息制限法を改正することの必要を認め、むしろその方から来て、こういう法律を出さない方がいんじゃないか、こういう感じ

を出すとすれば、三項の規定は除いてしまつた方がいいんじゃないか、こういうふうを考えるのでありますが、その点はいかがでありますでしょうか。

○津田説明員 先ほども河野政府委員からお話がありましたが、私は法務府の検務局から参つておりますし、これは民事局がさしあたつての所管でござ

といたすので、責任をもつて申し上げるということには、お聞きとり願わないことにいたしました。私の理解しておる範囲として御説明を申し上げますとこの三項の規定は、利息制限法はその適用がある、と、實未と見

おるわけでありませう。その意味はどういうことかと申しますと、一項だけの規定でありませう、日歩五十銭以上を越えた利息については、裁判上無効というのではなくて、絶対無効ではないかという疑いが生ずる。そういう疑いが生ずるかどうかという点、あるいは絶対無効であるか裁判所が解釈する場合もありませうし、裁判上無効であるか解釈する場合もあるだろう。そういう疑いを避けるために、従来通り日歩五十銭の段階を越える越えないにかかわらず、全部利息制限法通り裁判上無効ということに法律上きめようというの、三項を置いた趣旨であるというふうに了解いたしておりますが、一項があるということによつて、利息制限法は何ら解釈上のかかわりを生じないという意味をはつきりさせる意味において、三項が設けられたというふうに私も理解しております。

○苦米地(英)委員 そなたは、金を貸す方の側からすると、利息制限法を越えたものと、五十銭を越えたものに対しては、どういふふうに扱われるかわからないという、非常に不安定な感じが強いのでありますが、むしろ利息制限法以下で貸借するという御趣旨でありませうか。

○津田説明員 利息制限法は利息に関する民事上の効力について定めておりますと同時に、これ以下に書き直さしめるという規定があります以上、これ以上の利息は一応法律上はよろしくないというところを、明言しておるものというふうに考えるわけでありませう。しかしながらこれに違反した場合にどうなるかと申しますと、その結果は裁判上そういう利息の定めが無効であると

いうことになるにすぎない。その限度においては処罰という段階までには行つてない。ところが日歩五十銭を越えさせると、この効力の問題を利息制限法に譲つておることは、五十銭以下の場合と同じであります。五十銭を越えた分については犯罪として処罰するといふことが、第一項から出て参る趣旨でございます。

○苦米地(英)委員 どうもそのところがはつきり了承できないのです。この法律をこしらへたのは五十銭までは認めようという趣旨だと思ふのであります。ところが四十九銭もしくは五十銭で貸したものが、訴訟を起されるとそれは無効になつてしまふ。こうなれば貸す方では何の利益もないことになつたのか、きつめてたよりないことになつたのです。そうすれば五十銭という世界にもないようなこころいふ法案をこしらへて、それが何の意味も持たないといふことになりはしないか、そこに疑問があるものであります。これは第三項をとるというには銀行局は御異議があるのですか。

○河野(通)政府委員 私どもは原案が一番いいと思つて出しておるのであります。直すことについては実は異議があるわけでありませう。今のお話の点であります。私どもは五十銭までは公認したつもりはないのであります。これは先ほど津田君から御質問にお答えしたのであります。それで利息制限法の規定によつて一割とか一割五分とか書いてありますが、これを越えるものはいけないのだけれども、それは別に処罰をしてまでそれを取締らなければならぬのじやないのか、裁判上訴えて来れば、それを下げろといふことで

いいのじやないか、そういう意味で一項と三項とは決して矛盾することでもなし、三項の規定があるために一項が非常に有名無実になるということでもないと思ふのであります。おのずからその法の規定の目的に従つて、両立して運用されるということ、何らさしつかえないのじやないかというふうに考えております。

○苦米地(英)委員 私はそういう御趣旨でありますならば、利息制限法を至急に改正されて、この法案を撤回される方をお勧めいたします。

○佐藤委員長 次に信用金庫法施行法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

○宮原委員 ただいま議題となりました信用金庫法施行法の一部を改正する法律案につきましては、この際質疑及び討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいまの宮原君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようですから、本案につきましては質疑及び討論を省略して、ただちに採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なお報告書の作成、提出手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

本日は午後一時より本会議が開かれますので、これにて散会いたします。次会は明九日午前十時から開会いたします。

午後零時四十三分散会

〔参照〕

信用金庫法施行法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君外二十一名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年五月十三日印刷

昭和二十七年五月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所